

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)についての意見

標記の件について意見を募集したところ下記のとおりの意見が提出されました。

町の考え方は下記のとおりあります。

意 見	町の考え方
<p>耕作放棄地の発生は、特に畑に多いと見られる。このことは田に比して、その管理に多くの労力を要する為である。特に除草については、現下の担い手の高齢化、農家の兼業化の中では敬遠されることとなる。しかしながら畑作の中で飼料作物を栽培する畜産農家にあっては、規模の拡大に伴い、粗飼料の自給率向上の取り組みが見られ、又、畜産物価格の安定化等により、大型農機を利用し、後継者も確保されている。</p> <p>よって、耕種農家の持つ畠地を畜産農家の粗飼料生産の為に効率的に活用することが、畠地の耕作放棄地解消の為に重要と考える。</p> <p>その為には大型農機が効率良く稼働できる様耕地の連坦化は必要である。</p> <p>町は公として農地の権利の調整に介入し、より効率的な営農が展開される様にすべきと考える。</p>	<p>ご指摘のように、耕作放棄地を畜産農家が借り受け利用していただくことは耕作放棄地解消の一つの手法として考えられます。そのためには、農地を貸したい人や譲りたい人等の希望や畜産農家の借受希望を把握した上で調整することが必要です。</p> <p>農地の権利の調整については、「基本的な構想(案)」第1の4に記載していますように、農地の利用集積に係る情報の収集・分析、出し手受け手に係る情報の一元化、農地中間管理機構を活用した利用権設定、認定農業者等への農地の連担化・集団化した利用集積など、農業委員会や各関係機関と一体となって推進していきたいと考えています。</p>
<p>構想中に記載される農業経営の指標に、町内において実需要が存在し、その加工販売において、一定の成果が有る「大豆・そば」を営農類型に加えるべきと考える。</p> <p>すでに一定の条件整備はなされているものの、担い手の高齢化によりその生産の将来に不安を感じる。特にその栽培は畠地を中心としており、国の経営安定対策の充実化も有ることから、耕作放棄地解消の為にも構想中に記すべきと考える。</p>	<p>営農類型は、「基本的な構想(案)」第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、展開している主な事例を示したものでです。本町における認定農業者の営農類型で「大豆、そば」の類型は極めて少なく、現在は示しておりませんが、ご指摘の趣旨を踏まえ、耕作放棄地の対策、地産地消の推進等利点が大きいことから今後の対策から類型を加える方向で検討したいと考えております。</p>

### 【訂 正】

以下の点を訂正いたしました。

P20

「第3 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
66% → 48%

理由: 地域振興立法5法指定市町村(中山間地)については農地中間管理事業基本方針設定時に定めた各市町村の集積率をベースに再計算を行ったため。